

本県の地域社会を取り巻く現状（修正）

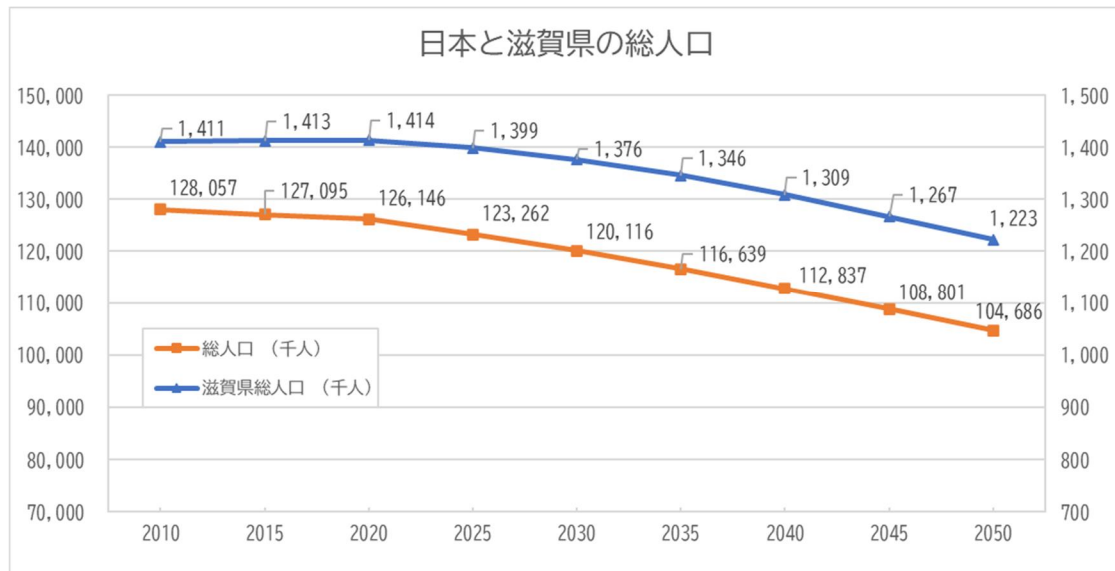
1 社会構造の変化

(1)人口減少

滋賀県の人口は、平成25年（2013年）をピークに、近年は人口減少に転じています。2013年以降は転出者が転入者を上回り、平成28年（2016年）以降は死亡数が出生数を上回っています。

このまま出生数が減少し若い世代の流出が続いた場合、2015年に約141万3千人であった人口は、2030年（令和12年）には約137万6千人（-2.6%）まで減少、さらに令和32年（2050年）には約122万3千人（-13.4%）まで減少する見込みです。

■人口の推移（全国、滋賀県）



（出典）平成27年（2015年）および令和2年（2020年）は国勢調査（総務省）

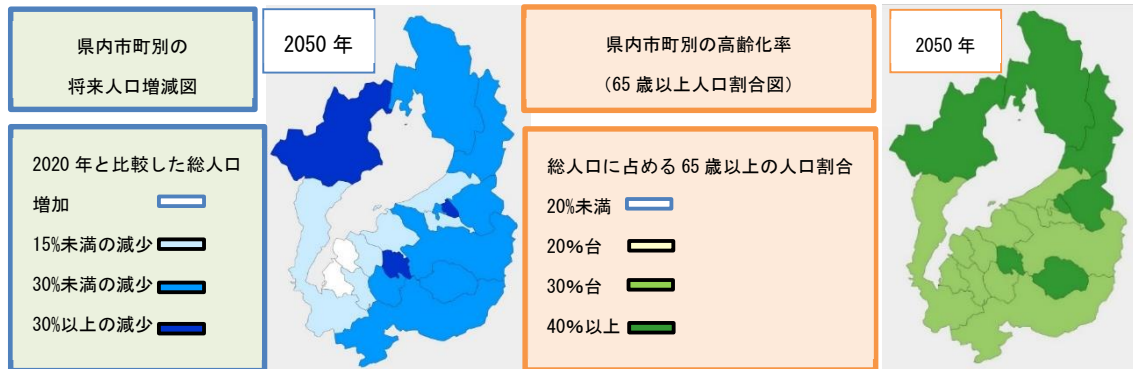
令和7年（2025年）以降は国立社会保障・人口問題研究所の令和5年（2023年）推計

滋賀県全体では全国に遅れて高齢化が進行していますが、既に全国より早いスピードで高齢化が進んでいる地域もあり、県内でも地域により人口動向の状況は二極化する見込みです。

なお、高齢化が緩やかに進んでいる地域においても、今後急速に高齢化が進む見込みです。

■県内市町の人口増減の状況

人口減少の状況は、市町によって大きく異なっており、社人研推計によると、令和 32 年(2050 年)には、草津市、守山市以外の 17 市町において、令和 2 年(2020 年)と比較して減少するとされています。高齢化の状況についても、令和 32 年(2050 年)には全ての市町で高齢化率が 30%を超える状況となり、高島市、甲良町では 50%を超えるとなっています。



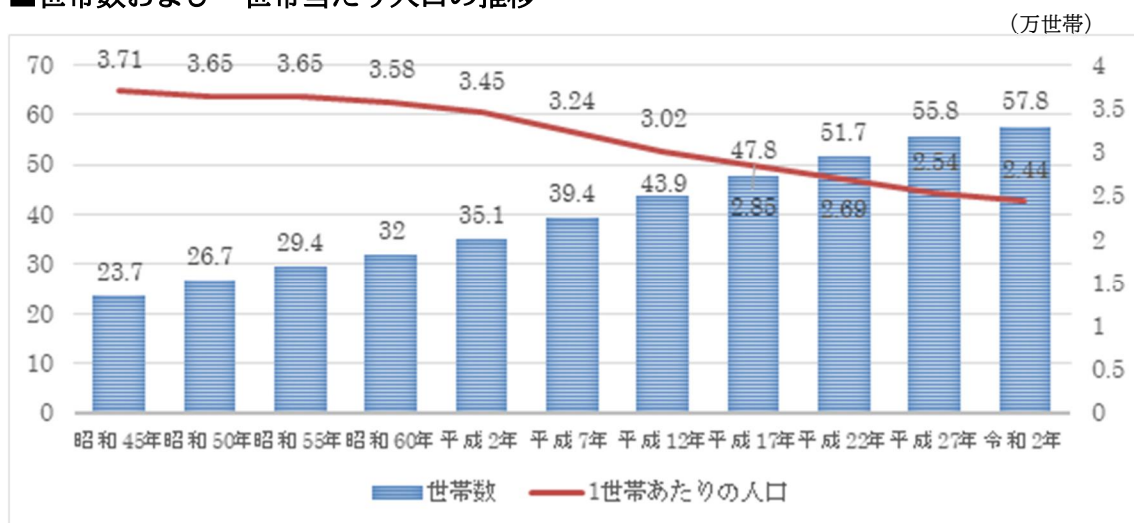
（注）滋賀県人口ビジョン（2024 年 7 月）をもとに作成

(2)世帯の変化

本県の 1 世帯当たりの人数は 2.44 人であり、全国平均の 2.27 人と比べると多いものの、年々減少してきています。

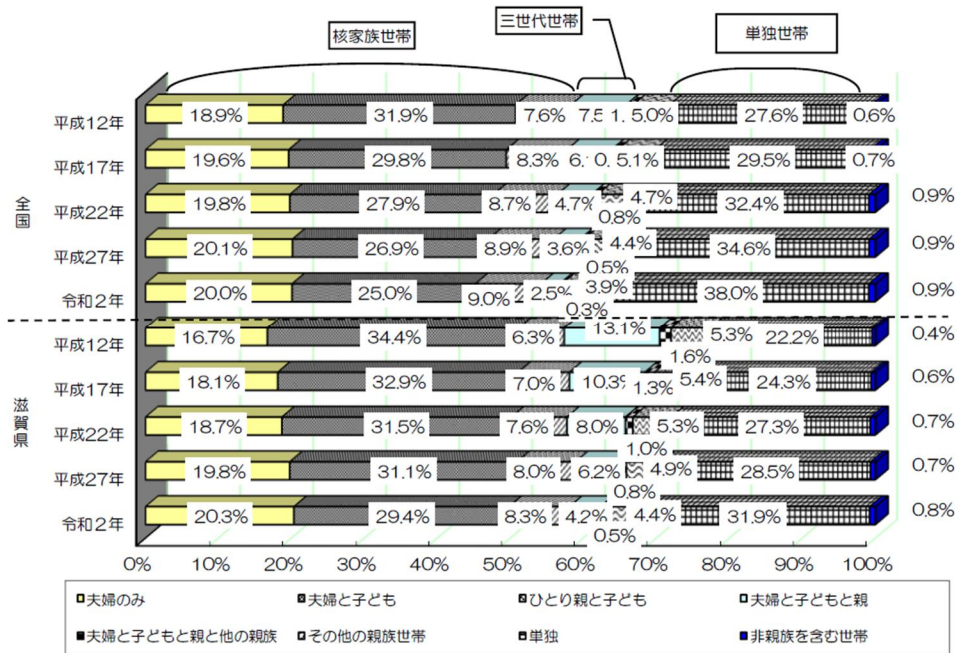
また、「三世帯世帯」の構成比が 4.2%へと減少する一方、「単身世帯」が 31.9%に増加しています。

■世帯数および一世帯当たり人口の推移



（注）滋賀県健康医療福祉部課調べ

■一般世帯の家族類型別世帯数



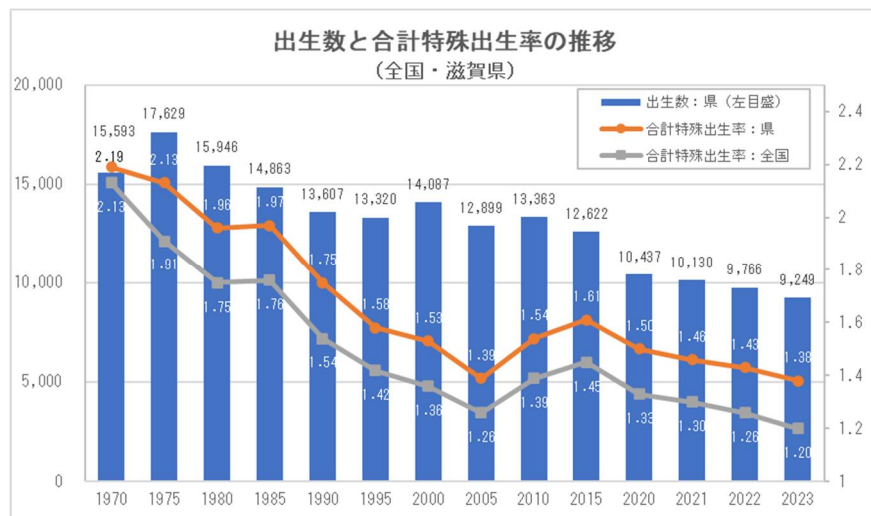
(出典) 国勢調査 (総務省)

2 少子高齢化の進行

(1) 出生率と出生数

本県の合計特殊出生率は、一時期は回復傾向が見られたましたが、近年は再び低下傾向が続き、令和5年(2023年)には、過去最低の1.38となっています。

■出生数と合計特殊出生率の推移



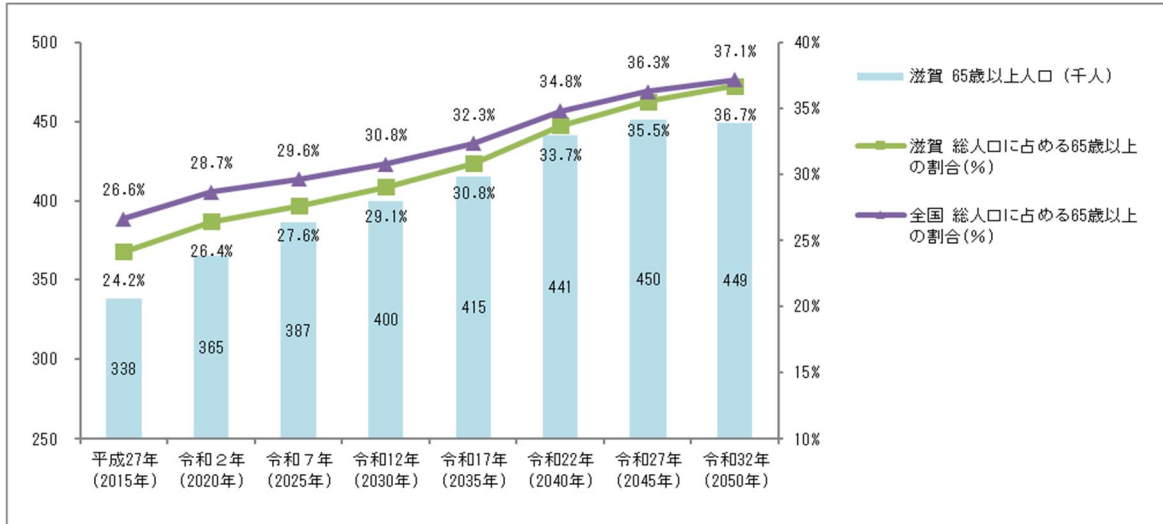
(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

(2) 65 歳以上人口

65 歳以上人口は令和 27 年(2045 年)頃にピークに達しますが、75 歳以上人口や 85 歳以上人口は、引き続き増加傾向にあると予測しています。

■65 歳以上人口の推計

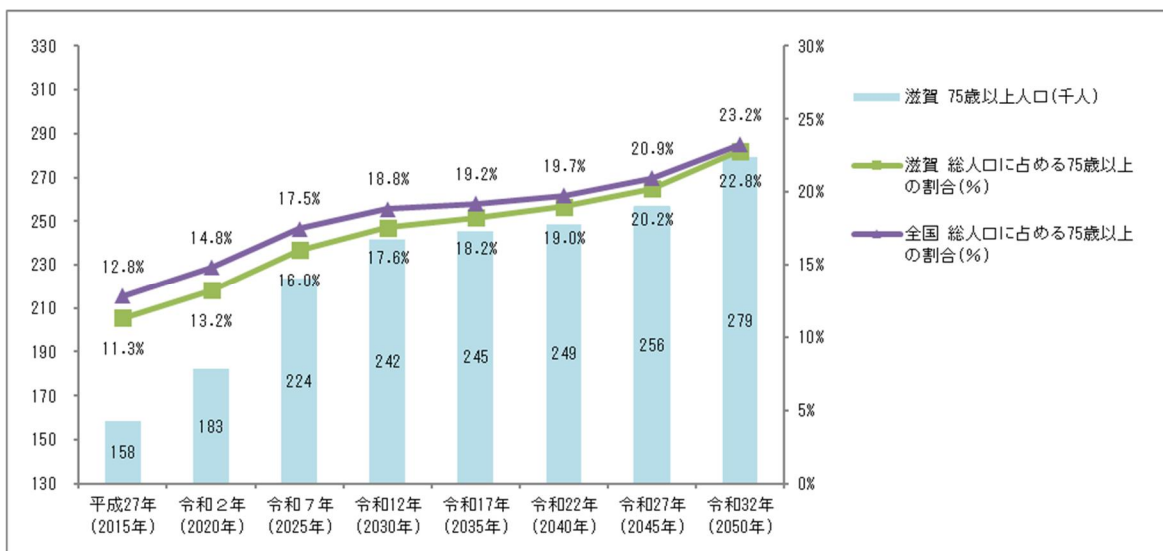
〔単位：千人・％〕



(出典) レイカディア滋賀高齢者福祉プラン 令和6年(2024年)3月

■75 歳以上人口

〔単位：千人・％〕



(出典) レイカディア滋賀高齢者福祉プラン 令和6年(2024年)3月

3 高齢者の状況

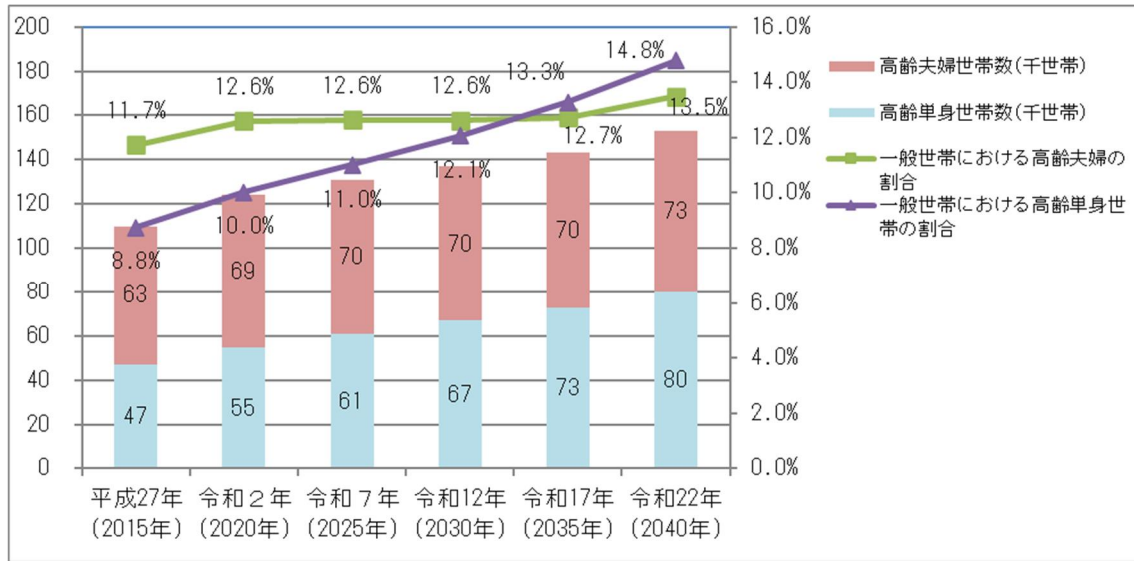
(1) 高齢者世帯

一般世帯数は令和12年(2030年)頃をピークに減少に転じるなか、高齢単身世帯は大幅に増加していくと見込まれます。

■高齢者世帯の推計

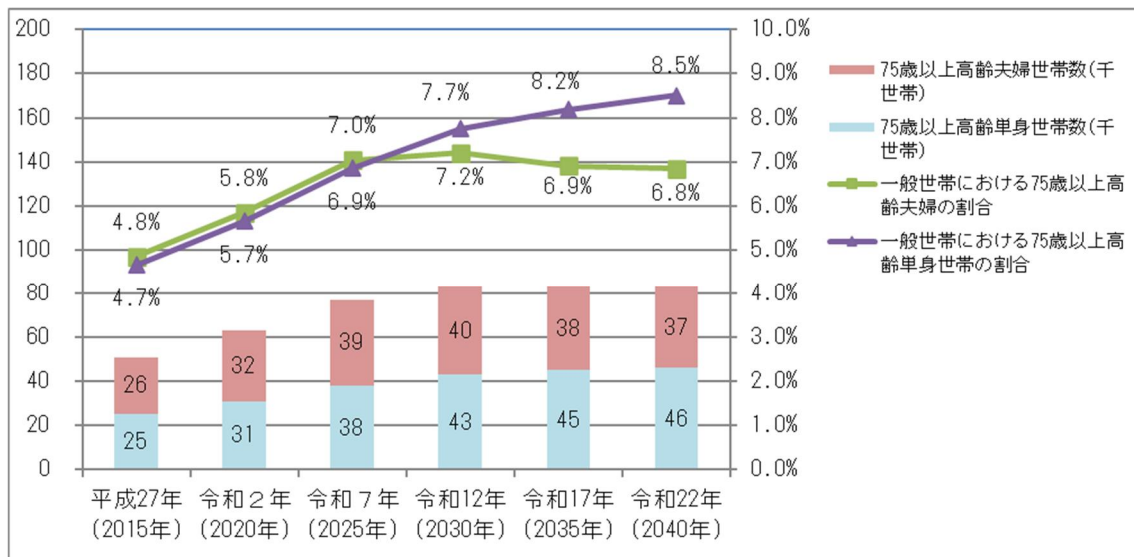
①滋賀県の高齢者世帯の推計（65歳以上人口）

[単位：千世帯・%]



②滋賀県の高齢者世帯の推計（75歳以上人口）

[単位：千世帯・%]



注：①②における高齢夫婦は、それぞれ世帯主が65歳以上、75歳以上。

(2) 認知症高齢者

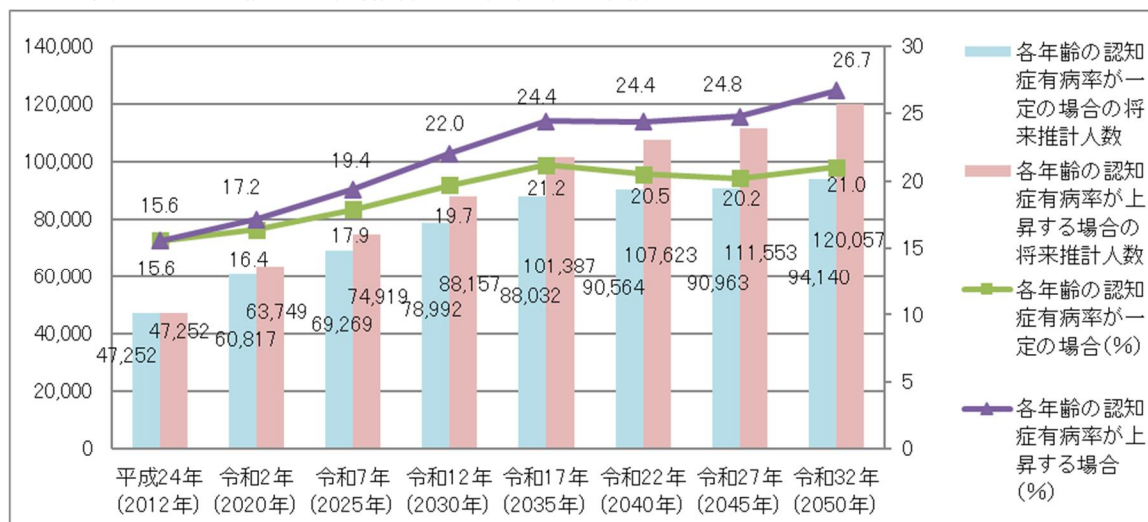
認知症高齢者数は、65歳以上の人口の増加に伴い増加すると予測されます。

滋賀県の認知症高齢者数は、令和7年(2025年)に約75,000人、令和22年(2040年)

には約 108,000 人と推計され、高齢者の 4 人に 1 人は認知症になると見込まれます。

■滋賀県における認知症高齢者数と有病率の推計

[単位：人・％]



注：認知症の有病率（認知症が発症する人の割合）は生活習慣病（糖尿病）の有病率の影響を受けるとされており、「各年齢の認知症有病率が上昇する場合」とは、2060年までに糖尿病の有病率が20%増加すると仮定した場合の推計を示す。

(3) 介護職員の状況

本県における介護職員にかかる需給推計では、令和8年(2026年)は、約22,300人の需要に対して供給が約20,400人となり、約1,900人の不足が生じる見込みです。令和4年度(2022年度)の滋賀県内の有効求人倍率を見ると、全産業平均が1.03倍であるのに対し、介護関係では3.06倍と深刻な状況は変わっていません。事業所においては、訪問介護員(84.7%)、介護職員(訪問介護員を除く)(71.9%)、看護職員(47.2%)、介護支援専門員(43.2%)の順に不足感があると回答しています。

(4) 高齢者虐待

養護者の虐待についての相談・通報件数は増加傾向にあり、背景として高齢者虐待に関する認識の浸透があるものと考えられます。一方で施設の虐待についての相談・通報件数は、令和元年度(2019年度)をピークに減少傾向にあります。

虐待の種別・類型では、「身体的虐待」が最も多く(46.1%)、次いで「心理的虐待」(28.2%)、「介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)」(14.8%)、「経済的虐待」(10.7%)、「性的虐待」(0.2%)となっています。

■高齢者虐待通報・相談件数および虐待判断件数



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

■高齢者虐待の種別・類型（令和4年度（2022年度））（複数回答）

	身体的虐待	心理的虐待	介護等放棄	経済的虐待	性的虐待
人数	206 人	126 人	66 人	48 人	1 人
割合	46.1%	28.2%	14.8%	10.7%	0.2%

(注) 割合は、被虐待者の総数に対するもの

(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

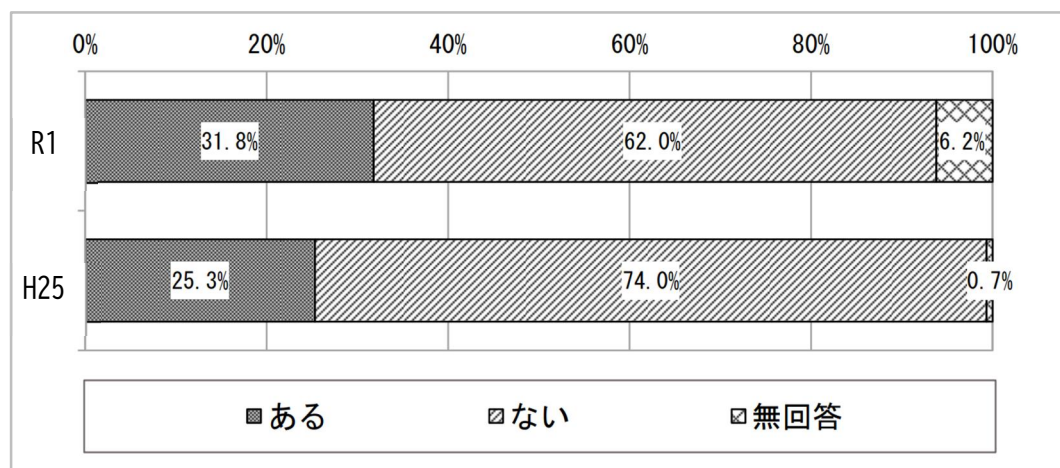
(5) 高齢者の民営借家への入居拒否に関する状況

令和元年度(2019 年度)に宅地建物取引業者を対象に実施した調査によると、全体の約3割の業者が、賃貸住宅の媒介時に家主から高齢者の入居を断るよう言われたことがあると回答しています。

また、高齢者の入居を断った理由としては、病気や事故、孤独死等が 92.4%と最も高い割合を占め、その他にも、介護（監護）者がいない、保証人がいない、火の不始末や漏水等といった理由が多く挙がっています。

そのため、こうした拒否感をなくし、高齢者が安心して入居できる環境の整備が求められています。

■ 宅地建物取引業者が賃貸住宅の媒介に際し家主から高齢者の入居を断るよう言われたことの有無（滋賀県）



出典：令和元年度（2019 年度）宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査報告書（滋賀県）

4 障害者の状況

(1) 障害者数

県内の身体障害者手帳所持者数、知的障害者療育手帳所持者数および精神障害者保健福祉手帳所持者数は、以下のとおりです。

■ 障害者手帳所持者数の推移

	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
身体障害者手帳所持者数（人）	54,481	53,745	53,975	53,802	52,606	52,829
知的障害者療育手帳所持者数（人）	14,202	14,771	15,317	15,814	16,366	16,762
精神障害者保健福祉手帳所持者数（人）	10,449	11,175	11,710	12,278	13,399	14,395

（注）滋賀県健康医療福祉部調べ

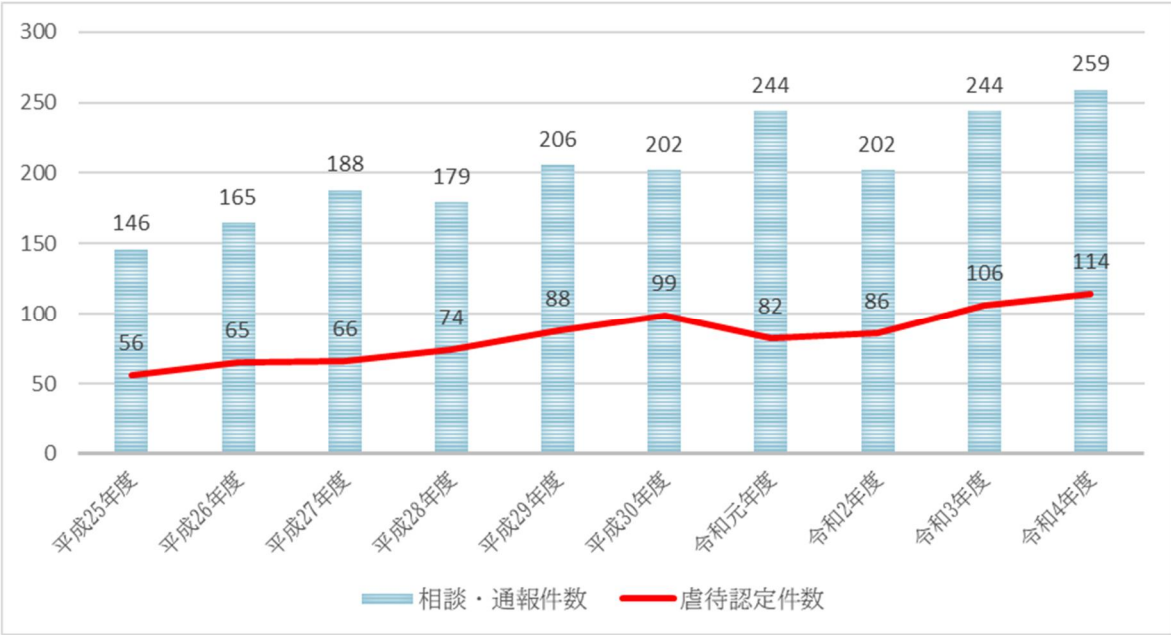
(2) 障害者虐待

滋賀県・管内市町に対する障害者虐待に係る通報・相談件数は増加傾向にあります。

令和 4 年度（2022 年度）、県内 19 市町および県で受け付けた通報・相談件数は 259 件でした。

また、虐待の種別・類型は、心理的虐待が 58 人（40.3%）と最も多く、次いで身体的虐待が 52 人（36.1%）、経済的虐待が 18 人（12.5%）、放棄・放置が 11 件（7.6%）、性的虐待が 5 人（3.5%）でした。

■障害者虐待通報・相談件数および虐待判断件数



（注）滋賀県健康医療福祉部調べ

■障害者虐待の種別・類型（令和4年度（2022年度））（複数回答）

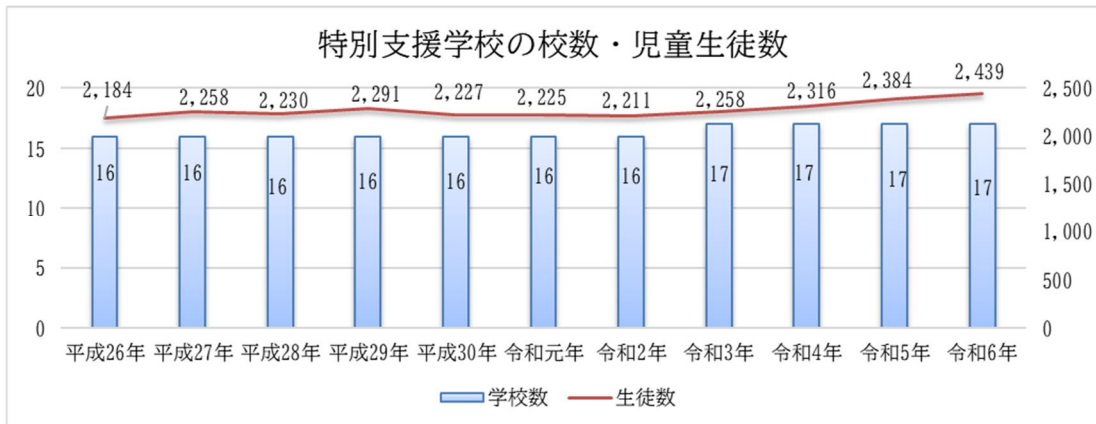
	心理的虐待	身体的虐待	経済的虐待	放棄、放置	性的虐待
件数	58 件	52 件	18 件	11 件	5 件
割合	40.3%	36.1%	12.5%	7.6%	3.5%

（注）割合は、虐待判断事例件数の総数に対するもの
（注）滋賀県健康医療福祉部調べ

（3）特別支援学校の幼児児童生徒

県内の特別支援学校は、令和3年度（2021年度）から 17 校となっています。
 幼児児童生徒数は、令和6年（2024年）5月1日現在 2,439 人で、前年度に比べ 55 人増加しました。

■特別支援学校の校数・児童生徒数の推移



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

5 子どもの状況

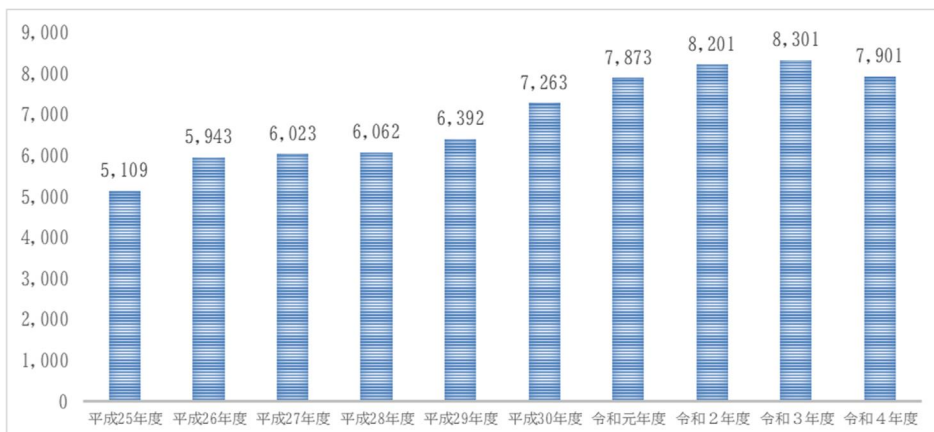
(1) 児童虐待相談

令和4年度(2022年度)における子ども家庭相談センター(中央、彦根、大津・高島)および19市町に寄せられた児童虐待に関する相談件数は7,901件となっており、令和3年度(2021年度)と比較して400件減少したものの、依然として増加傾向にあります。

内訳としては、「心理的虐待」(3,265件)に関する相談が最も多く、その要因として、児童が同居している家庭における配偶者への暴力(面前DV)に関して、警察からの通告が多いことが考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症流行下においては、外出自粛等によるストレスの増大に伴って、虐待リスクの高まりや深刻化、潜在化等の影響があったと考えられます。

■児童虐待相談件数の推移



(出典) 滋賀県健康医療福祉部調べ

■児童虐待種別（令和4年度（2022年度））

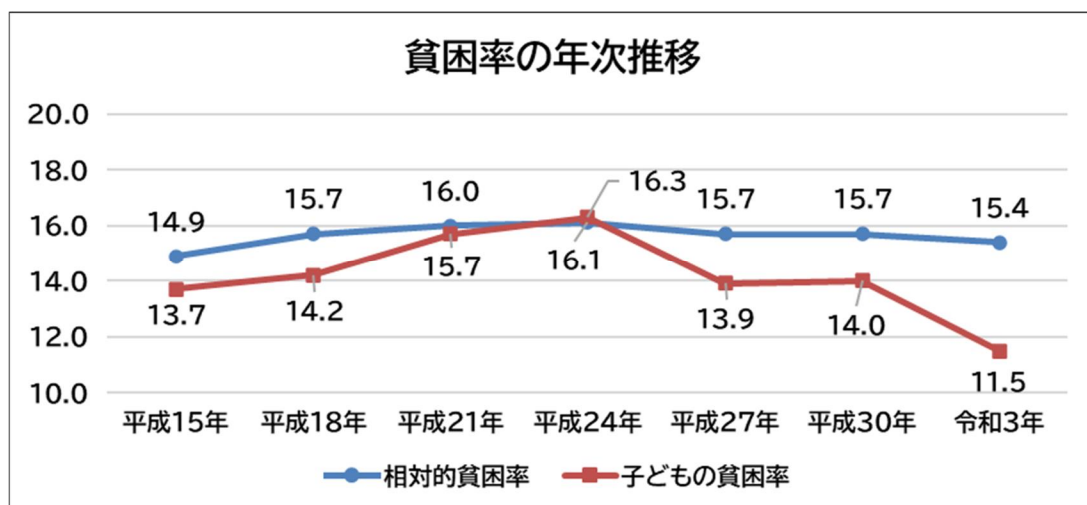
	心理的虐待	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待
件数	3,184 件	2,757 件	2,182 件	78 件
割合	38.8%	33.6%	26.6%	1.0%

（注）滋賀県健康医療福祉部調べ

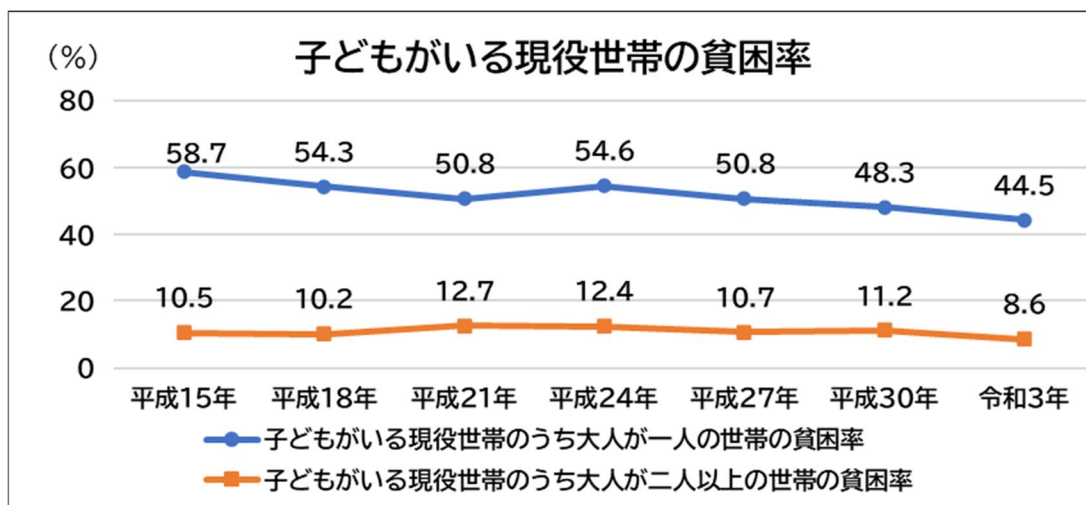
（2）子どもの貧困率

令和4年国民生活基礎調査において、相対的貧困率は15.4%、子どもの貧困率は11.5%となっています。一方、子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人いる世帯の貧困率は44.5%、大人が2人以上いる世帯の貧困率は8.6%となっています。

■相対的貧困率の年次推移



■子どもがいる現役世帯の貧困率

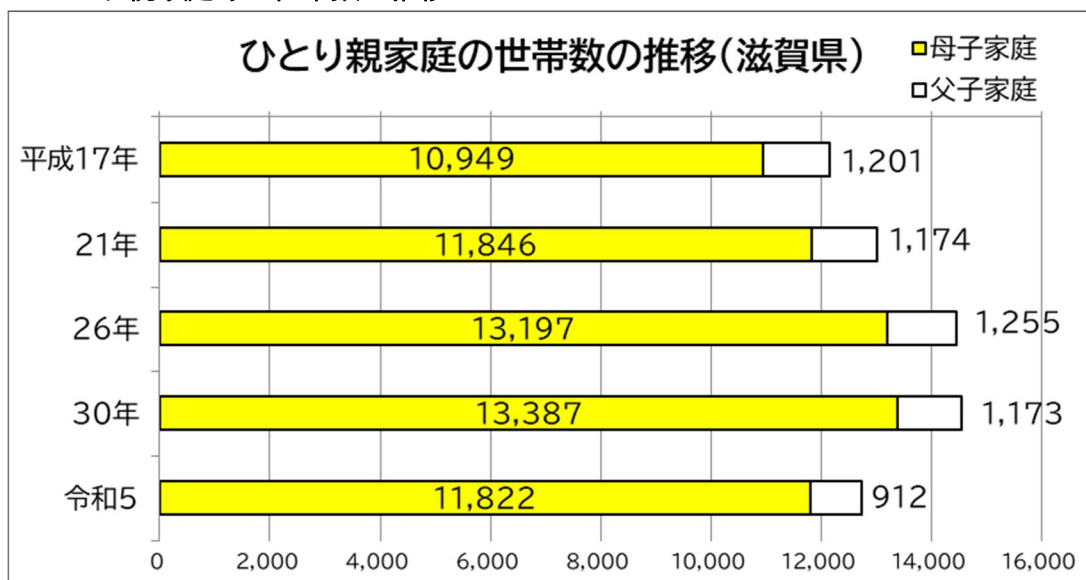


(出典) 厚生労働省「2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況」

(3) ひとり親家庭の状況

県内のひとり親家庭の世帯数は令和5年（2023年）8月1日現在で 12,734 世帯（母子家庭 11,822 世帯、父子家庭 912 世帯）であり、平成30年（2018年）4月1日現在の 14,560 世帯と比べると 1,826 世帯（12.5%）減少しています。

■ひとり親家庭等の世帯数の推移



(出典) 滋賀県子ども家庭支援課「令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」

(4) 社会的養護

県内には乳児院が1か所、児童養護施設が4か所、児童心理治療施設が1か所、児童自立支援施設が1か所、障害児入所施設が4か所あり、措置している子どもは、県外施設を合わせて247人となっています。また、里親、ファミリーホームで生活する子どもは93人となっています。

■施設の箇所と措置児童数等

施設および措置児童数等

区分	県内の施設数等	措置児童数	県外の施設数等	措置児童数	措置児童数計	一時保護委託児童数
里親	47家庭	53人	3家庭	5人	58人	88人
ファミリーホーム	14か所	35人	0か所	0人	35人	
小計		88人		5人	93人	88人
乳児院	1か所	26人	0か所	0人	26人	41人
児童養護施設 (地域小規模児童養護施設を含む)	4か所	132人	6か所	10人	142人	8人
小計		158人		10人	168人	49人
児童心理治療施設	1か所	18人	0か所	0人	18人	13人
児童自立支援施設	1か所	12人	1か所	1人	13人	0人
障害児入所施設	4か所	44人	3か所	3人	47人	8人
その他の施設等 (指定発達支援医療機関等)		1人			1人	41人
小計		75人		4人	79人	62人
合計		321人		19人	340人	199人

※措置児童数は、令和4年度末現在、一時保護委託児童数は、令和4年度対応数。

(出典) 子ども家庭支援課調査

(5) ヤングケアラー¹の状況

令和3年度(2021年度)に実施した「子ども若者ケアラー実態調査」における学校を対象とした調査では、ヤングケアラーと思われる児童生徒(以下、「子ども若者ケアラー」)の有無については、回答した331件の学校のうち、「いる」と回答した学校が165校(49.8%)とほぼ半数となっています。また、学校区分別に見ると、中学校および高校では「いる」の割合が60%を超える結果となっています。

なお、本調査の対象学校においては、すべての生徒の家庭状況を把握することは困難であるため、学校側が認知していないようなケースも含めると割合はさらに高くなることが推察されます。

¹ ヤングケアラー：一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など日常的に行っている児童を指す。

■「子ども若者ケアラーの有無」

(学校が子ども若者ケアラーと思われる児童生徒を認知している件数)

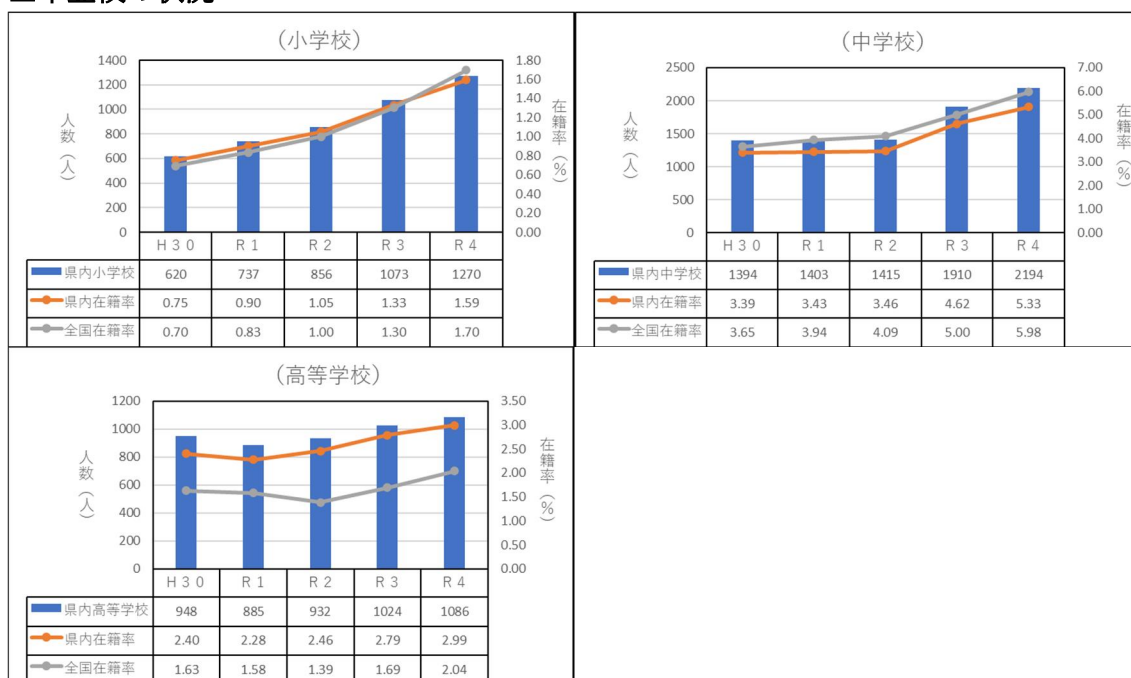
学校区分	い る	いない	わからない	無回答
全体(n=331)	165 49.8%	137 41.4%	27 8.2%	2 0.6%
小学校(n=187)	73 39.0%	102 54.5%	11 5.9%	1 0.5%
中学校(n=86)	57 66.3%	22 25.6%	6 7.0%	1 1.2%
高校全日制(n=48)	30 62.5%	11 22.9%	7 14.6%	0 0.0%
高校定時制・通信制(n=10)	5 50.0%	2 20.0%	3 30.0%	0 0.0%

(出典) 令和 3 年度滋賀県包括的・重層的支援体制整備推進事業委託「子ども若者ケアラー実態調査報告書」

(6)不登校

不登校の状態にある児童生徒の在籍率²は増加傾向にあります。また、不登校の児童生徒数は、令和 4 年度（2022 年度）においては、小学校で 1,270 人、中学校で 2,194 人、高等学校で 1,086 人であり、過去最多となっています。

■不登校の状況



(注)滋賀県教育委員会事務局調べ

² 在籍する児童生徒全体に占める不登校児童生徒の割合。

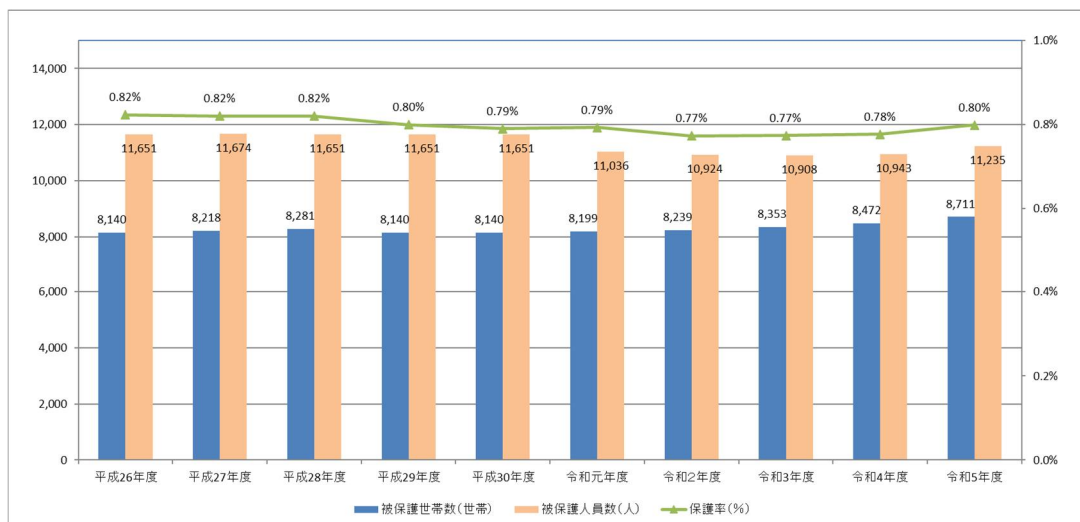
6 生活困窮・ひきこもり・自殺

(1) 生活困窮

○生活保護の状況

被生活保護世帯数は、平成26年度（2014年度）よりほぼ横ばいとなっています。

■被生活保護世帯数の推移



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

○特例貸付³

リーマンショック時に比べ、貸付件数、貸付額が大幅に増加しており、コロナ禍の生活への影響はリーマンショック時よりも多くの世帯に及んでいることがうかがえます。

■貸付決定件数と貸付金額

	リーマンショック時3年間 (平成21～23年度)		特例貸付 (令和2年3月25日～令和4年9月30日)	
	貸付決定件数	貸付金額	貸付決定件数	貸付金額
緊急小口資金	1,158件	106,723千円	20,809件	3,988,631千円
総合支援資金	1,269件	1,390,679千円	18,696件	9,813,806千円
総合支援資金(延長) ⁴	—	—	7,957件	4,199,860千円
総合支援資金(再貸付) ⁵	—	—	11,549件	6,094,560千円
計	2,427件	1,497,402千円	59,011件	24,096,857千円

(注) 滋賀県社会福祉協議会調べ

³ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活に困窮する世帯への生活費等の緊急貸付制度。

⁴ 総合支援資金延長貸付：総合支援貸付期間に続き、貸付期間を延長して利用できる制度。

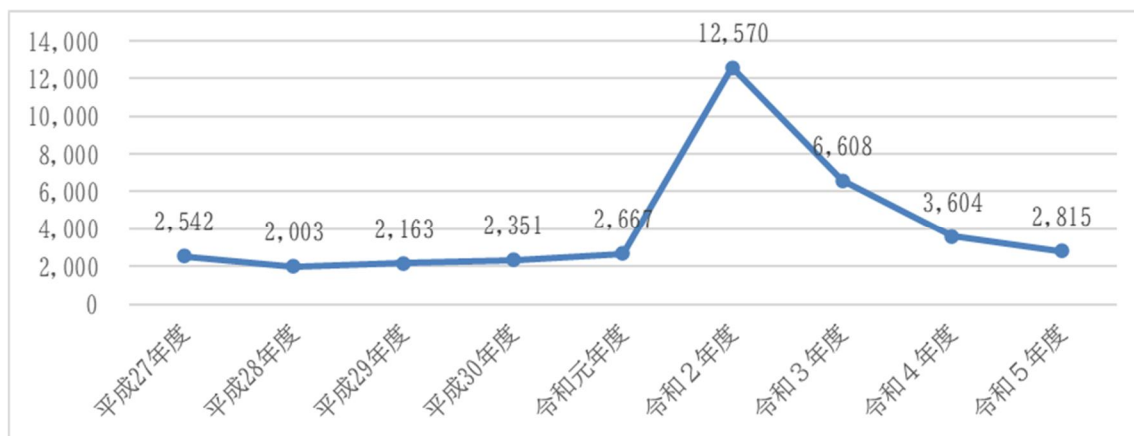
⁵ 総合支援資金再貸付：総合支援資金の貸付終了後、生活が困窮状況にある世帯が自立的相談支援機関での相談や継続的な支援を受けうけることを要件に再貸出申請が可能となる制度。

○生活困窮者自立相談⁶件数

令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に困窮される方が増加し、相談件数が大幅に増加しました。

■生活困窮者自立相談件数

（件）



（注）滋賀県健康医療福祉部調べ

（2）ひきこもり

令和2年度（2020年度）、滋賀県が県内のひきこもりに関わる相談支援を行う機関・団体292ヶ所を対象にひきこもり実態調査を実施したところ、令和元年度（2019年度）、ひきこもり状態にある本人2,178人へ支援を行ったことが分かりました。

年代別では、10代が587人で全体の27%と最も多く、20代が535人で全体の24%、30代が452人で全体の21%でした。

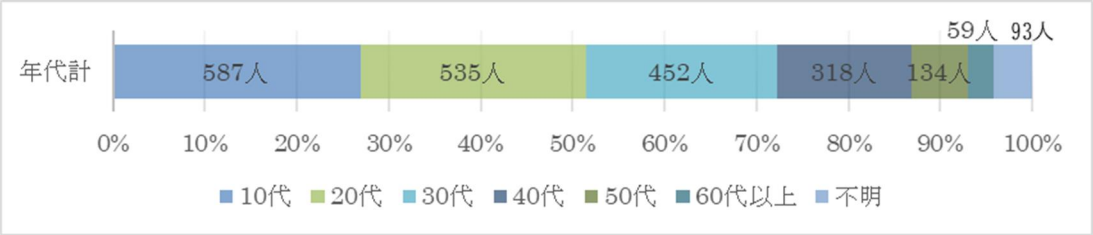
また、内閣府のひきこもり実態調査⁷結果では、満15歳から満39歳までのひきこもりの推計数は54.1万人（平成27年度（2015年度））、満40歳から満64歳までのひきこもりの推計数は61.3万人（平成30年度（2018年度））と推計されています。

令和4年度の調査では、15歳から39歳の広義のひきこもり群は人口の2.05%、40歳から64歳の広義のひきこもり群は2.02%と推計されています。

⁶ 生活困窮者自立相談：生活困窮者が抱えている課題を踏まえ、自立生活に向け、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が他の専門機関と連携し、解決に向けた支援を行う。

⁷ ひきこもり実態調査（内閣府）：平成21、27年度（2009、2015年度）、は、満15歳から満39歳までの者（無作為5,000人）、平成30年度（2018年度）は、満40歳から満64歳までの者（無作為5,000人）、令和4年度（2022年度）は、10歳～39歳の者（無作為20,000人）、40～69歳の者（10,000人）を対象にひきこもり調査を実施。

■実相談人数（令和元年度（2019 年度）支援事例）：年代別



（注）滋賀県健康医療福祉部調べ

■ひきこもり者の推計割合

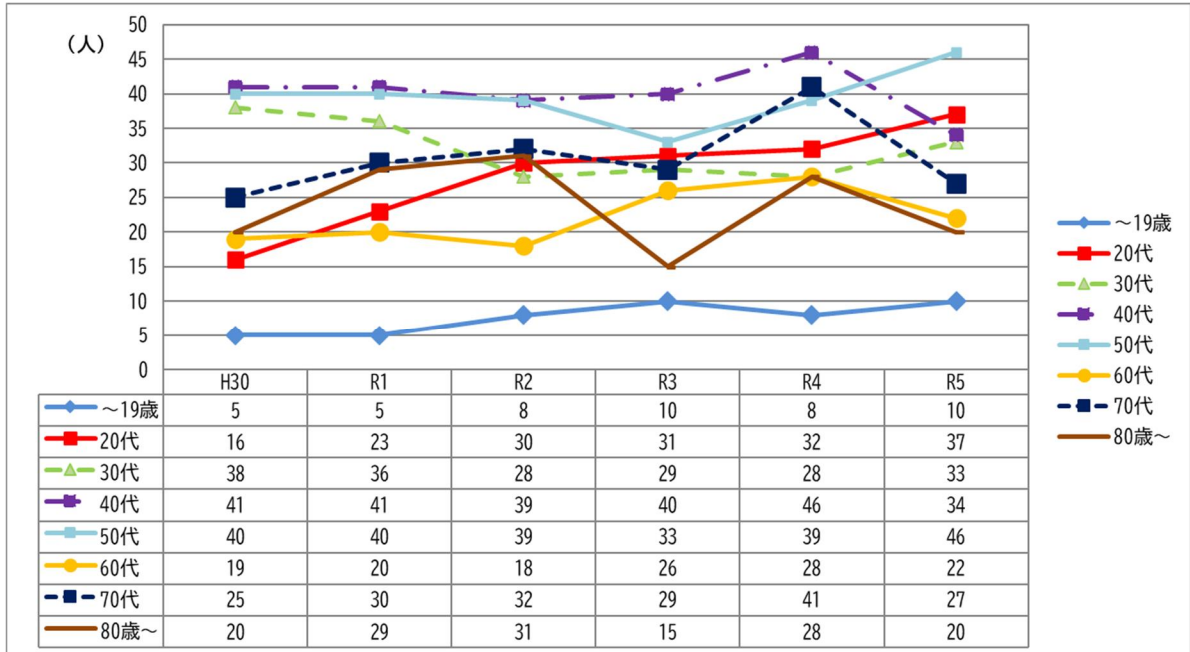
		有効回収数に占める割合	
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	15 歳～39 歳対象調査	0.95%	準ひきこもり
	40 歳～69 歳対象調査 (参考：うち 40～64 歳)	1.23% (0.70%)	
普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	15 歳～39 歳対象調査	0.74%	広義のひきこもり
	40 歳～69 歳対象調査 (参考：うち 40～64 歳)	1.55% (1.17%)	
自室からは出るが、家からは出ない	15 歳～39 歳対象調査	0.30%	
	40 歳～69 歳対象調査 (参考：うち 40～64 歳)	0.08% (0.07%)	
自室からはほとんど出ない	15 歳～39 歳対象調査	0.06%	狭義のひきこもり
	40 歳～69 歳対象調査 (参考：うち 40～64 歳)	0.12% (0.07%)	

（出典）内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」（令和4年度）

(3) 自殺者数

厚生労働省「人口動態統計」によると、20 代の自殺者数は、平成 30 年度以降、増加傾向にあります。

■県内の年齢階級別自殺者数



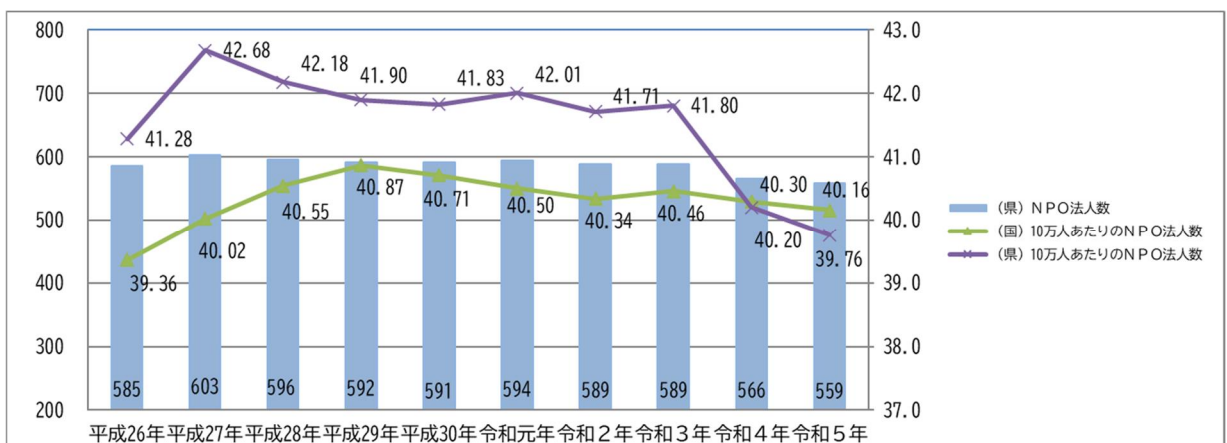
(出典)厚生労働省「人口動態統計」

7 NPO法人・ボランティア

(1) NPO法人

本県の人口 10 万人あたりのNPO法人数は、令和5年度（2023 年度）末において 39.76 法人で、近年、減少傾向にあります。

■NPO法人数の推移

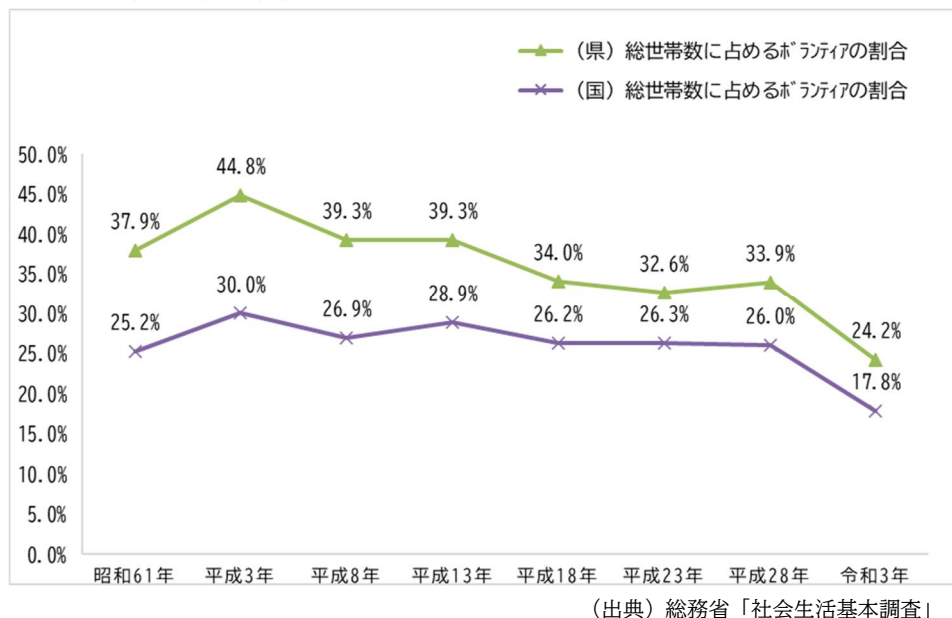


NPO 法人：特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得した NPO
(注) 内閣府NPOホームページ掲載データ

(2) ボランティア

本県のボランティア参加率は、全国値を上回って推移しているものの、平成3年度（1991年度）をピークに減少傾向にあります。

■ ボランティア参加率の推移



8 県内公立小中学校・義務教育学校福祉学習実施率

令和2年度（2020年度）の県内公立小中学校・義務教育学校の福祉学習実施率は、小学校では90.8%、中学校では90.3%、義務教育学校では100%となっています。

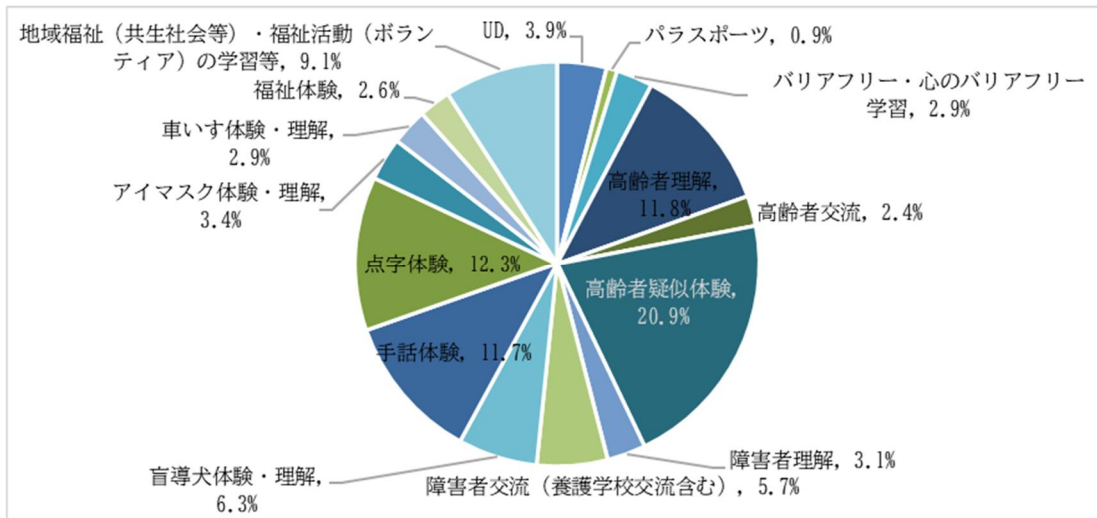
令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大により、障害者、高齢者交流等の福祉学習を中止した学校もあり、学習実施率は例年に比べ低くなりました。

また、学校での福祉学習は、「障害者理解」、「高齢者理解」等が中心となっています。

■ 令和2年度（2020年度） 県内公立小中学校・義務教育学校福祉学習実施率

	実施校数	実施率
小学校	198校/218校	90.8%
中学校	84校/93校	90.3%
義務教育学校	2校/2校	100%

■学習内容



（注）滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課、教育委員会幼小中教育課調べ（令和3年（2021年）5月）

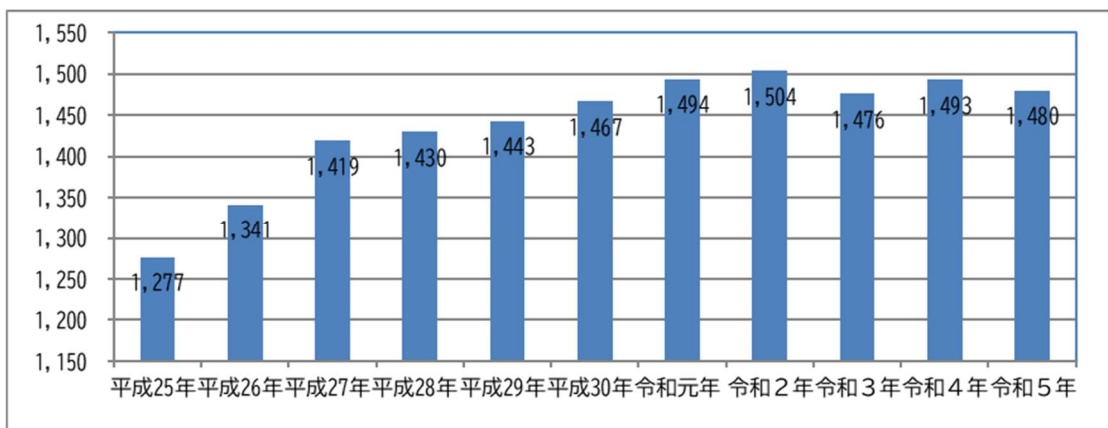
9 権利擁護の状況

判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、すべての市町社会福祉協議会で福祉サービスの利用の支援や日常生活上の支援を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）が実施されており、近年は横ばい傾向にあります。

また、令和6年4月時点において、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく基本計画については、県内18市町において策定されており、同法に基づく協議会等の合議制の機関については、10市町において設置されています。また、県内16市町において、中核機関⁸が整備されています。

■地域福祉権利擁護事業契約件数の推移

〔単位：件〕



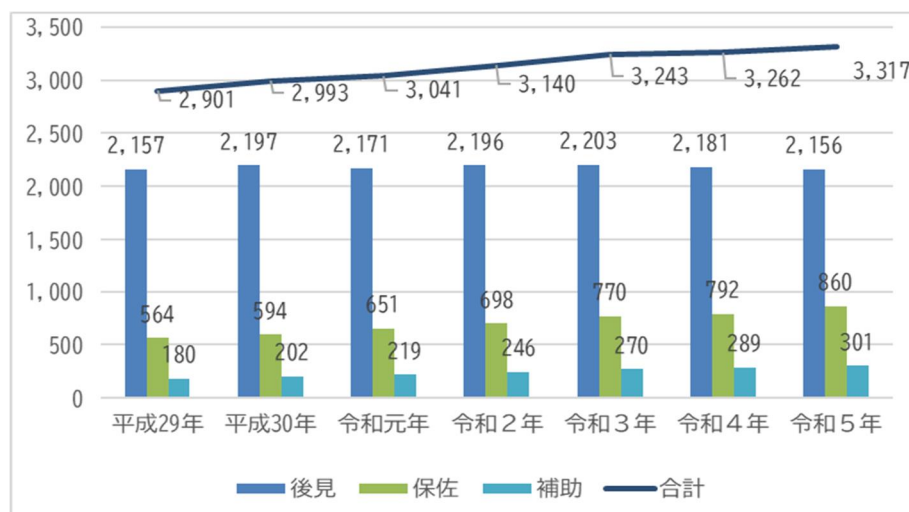
（注）滋賀県健康医療福祉部調べ

⁸ 中核機関：権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関のことであり、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを行う。

1 0 成年後見制度利用者数

大津家庭裁判所が管理している成年後見制度利用者合計数は年々増加しています。

■成年後見制度（法定後見制度⁹）利用者



(注) 各年3月31日現在の法定後見制度利用者数

(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

(注) 令和5年12月31日集計時点で大津家庭裁判所（彦根支部、長浜支部及び高島出張所を含む。）が管理している成年後見制度利用者数を集計したものであるが、その数値は大津家庭裁判所統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

1 1 サービス評価の状況

本県では、平成15年度（2003年度）から、事業者自らの取組により、健康福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者によるサービス選択に資することを目的に健康福祉サービス評価システムに基づいて、自己評価の実施を進めています。

⁹ 法定後見制度：家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して法律行為等において本人を保護・支援。

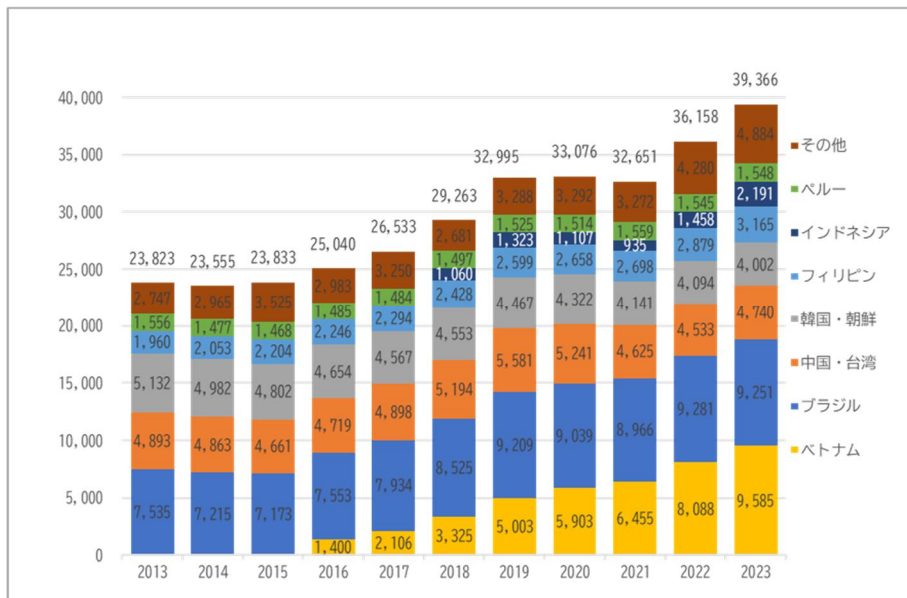
■健康福祉サービス自己評価実施状況



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

1 2 外国人人口の推移

滋賀県の外国人人口は、平成26年（2014年）以降増加傾向が続いており、令和5年（2023年）12月末時点で39,366人と過去最多となりました。県全体の外国人人口の割合は2.79%で、県民のおよそ36人に1人が外国人です。国籍別では105の国・地域となりました。

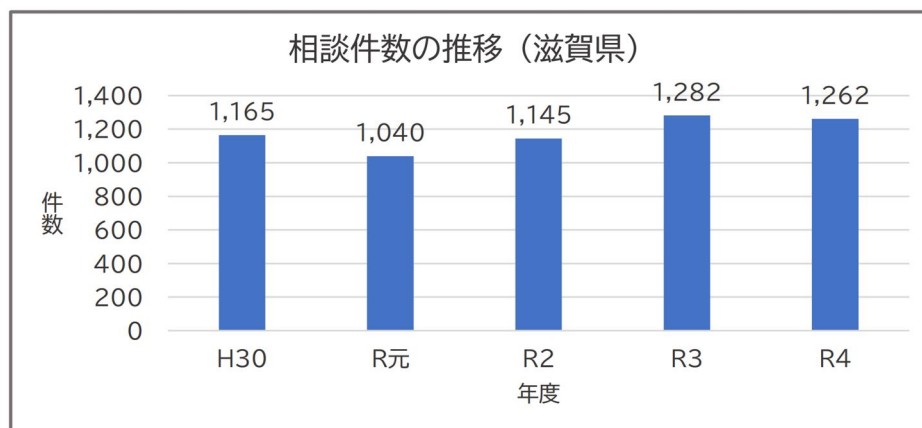


(出典) 滋賀県「住民基本台帳人口調査結果（外国人人口集計表）」

1 3 困難な状況にある女性の状況

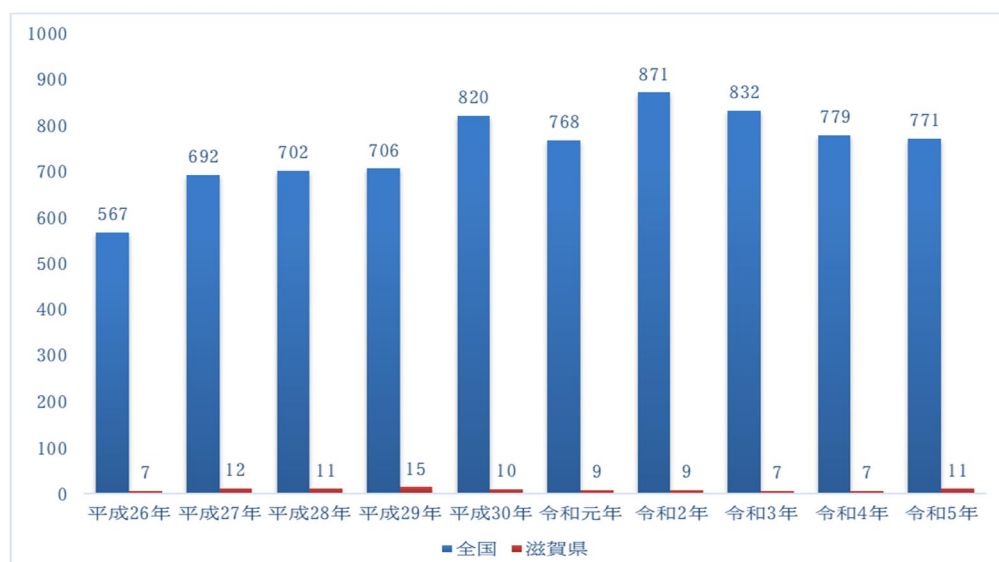
本県の女性相談支援センターにおける相談件数は平成 30 年度（2018 年度）から令和 2 年度（2020 年度）の間、1,000～1,100 件台を推移していましたが、令和 3 年度（2021 年度）には 1,200 件台を超え、令和 4 年度（2022 年度）においても高い数値を示しています。

■女性相談支援センターにおける相談件数



1 4 無戸籍者数

令和 5 年（2023 年）3 月 10 日現在、全国では 771 人、滋賀県には 11 人の無戸籍者がおられます。しかし、無戸籍者は出生届が出されていないため具体数の把握は困難で、潜在的な人数は更に多いとみられ、全国では 1 万人以上いると思われます。



（注）滋賀県健康医療福祉部調べ ※各年 3 月 10 日現在の人数

1 5 市町地域福祉計画の策定状況

市町名	現計画の策定年度	計画期間
大津市	令和 4 年度	5 年
彦根市	令和 4 年度	5 年
長浜市	令和 4 年度	5 年
近江八幡市	令和 4 年度	5 年
草津市	令和 3 年度	5 年
守山市	令和 4 年度	5 年
栗東市	令和 5 年度	5 年
甲賀市	平成 29 年度	12 年
野洲市	令和 3 年度	10 年
湖南市	令和 4 年度	5 年
高島市	令和 4 年度	5 年
東近江市	令和 4 年度	5 年
米原市	令和 6 年度	5 年
日野町	令和 3 年度	5 年
竜王町	令和 5 年度	5 年
愛荘町	令和 2 年度	5 年
豊郷町	令和 6 年度	5 年
甲良町	令和 5 年度	5 年
多賀町	令和 6 年度	5 年
策定済	19 市町	

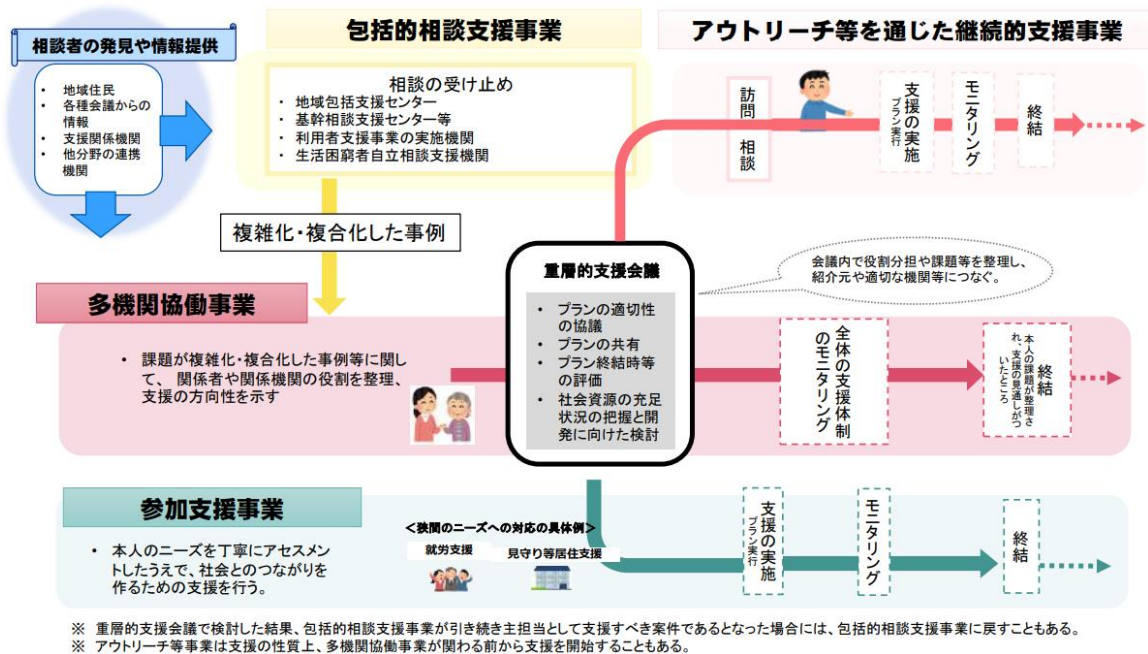
(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

1 6 重層的支援体制整備事業

福祉分野ごとの相談支援体制の整備は進められてきましたが、複合・複雑的な課題を抱える人・世帯が増加しており、分野ごとの相談支援体制では対応できない状況となっています。そのため、各分野の市町関係所属、相談支援機関等の連携が今まで以上に必要となっています。

そこで、国は、平成 29 年（2017 年）改正社会福祉法により、市町村は「包括的な支援体制づくり」に努める旨が規定されました。さらに令和 2 年（2020 年）改正社会福祉法では、市町村に既存の制度を活かしつつ、複合・複雑化した支援ニーズを属性や世代を問わず包括的に受け止める仕組みとして「相談支援（包括的な相談支援体制）」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が新たに規定されました。

■重層的支援体制整備事業イメージ図



（注）厚生労働省 重層的支援体制整備事業資料をもとに作成

■重層的支援体制整備事業実施状況（令和5年度（2023年度）末時点）

	自治体数
実施自治体	13
移行準備事業 実施自治体	3
未実施自治体	3

（出典）滋賀県健康医療福祉部調べ

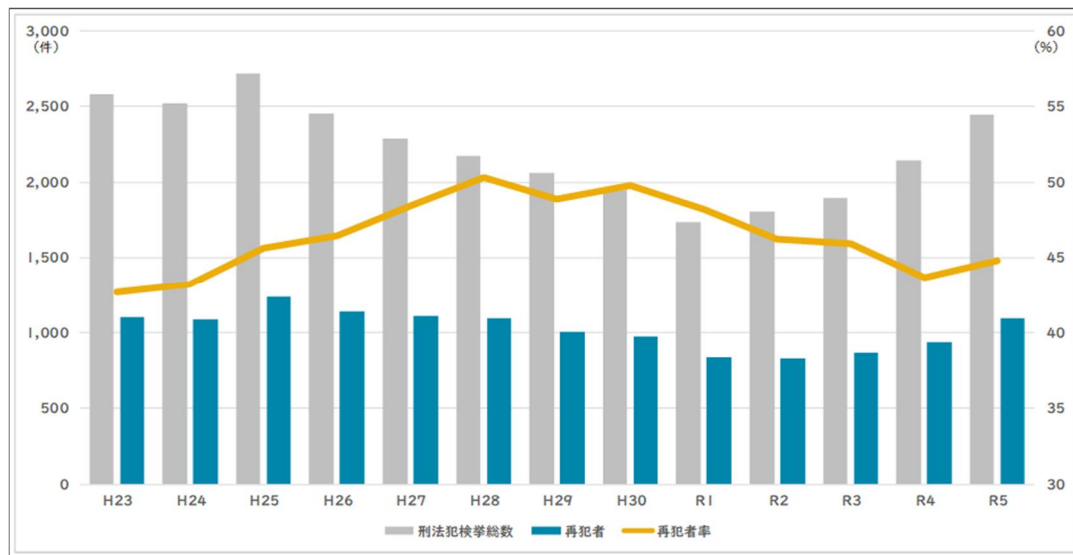
17 再犯防止に係る状況

検挙される人員の約半数が再犯者となっており、令和5年（2023年）においても、刑法犯検挙総数 2,447 人のうち再犯者数は 1,097 人で再犯者率は 44.8%（全国平均：47.0%）となっています。

また、再犯者数は、減少傾向にありましたが、令和3年（2021年）以降増加傾向に転じています。

■滋賀県における刑法犯検挙者数総数中の再犯者数および再犯者率

年次	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
刑法犯検挙総数	2,584	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060	1,952	1,736	1,807	1,893	2,146	2,447
再犯者	1,103	1,088	1,238	1,139	1,107	1,093	1,008	973	836	834	868	938	1,097
再犯者率	42.7	43.2	45.6	46.5	48.4	50.3	48.9	49.8	48.2	46.2	45.9	43.7	44.8



■保護司の充足率の推移(令和5年(2023年)1月1日現在)

	保護司定数	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全国	52,500人	47,245人 (90.0%)	46,763人 (89.1%)	46,358人 (88.3%)	46,705人 (89.0%)	46,956人 (89.4%)
滋賀県	498人	478人 (96.0%)	489人 (98.2%)	473人 (95.0%)	484人 (97.2%)	488人 (98.0%)

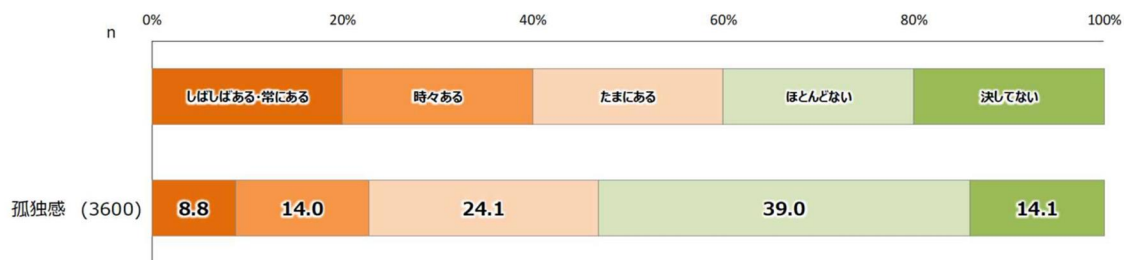
(出典) 法務省の統計による

18 孤独・孤立の状況

令和4年度(2022年度)の「県民の孤独・孤立実態調査」(滋賀県)によると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は8.8%、「時々ある」が14.0%、「たまにある」が24.1%でした。一方、孤独感が「ほとんどない」と回答した人の割合は39.0%、「決してない」が14.1%でした。

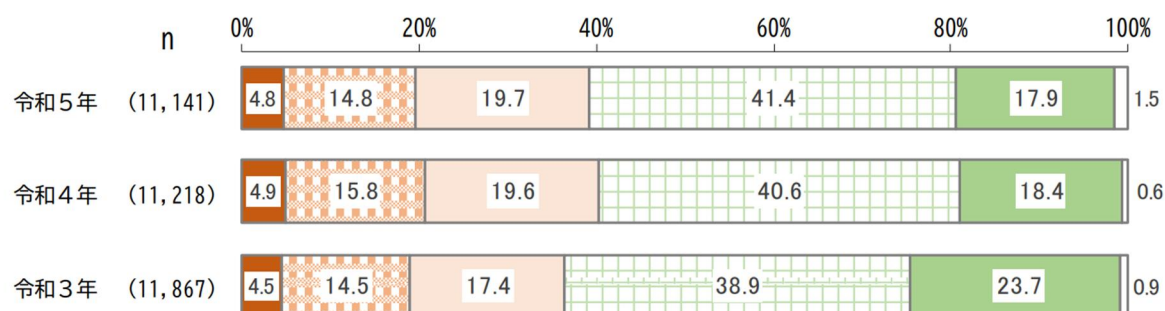
令和5年度(2023年度)の「人々のつながりに関する基礎調査」(内閣府)によると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.8%、「時々ある」が14.8%、「たまにある」が19.7%でした。一方、孤独感が「ほとんどない」と回答した人の割合は41.4%、「決してない」が17.9%でした。

■孤独の状況



(出典) 滋賀県「県民の孤独・孤立実態調査(令和4年度)」

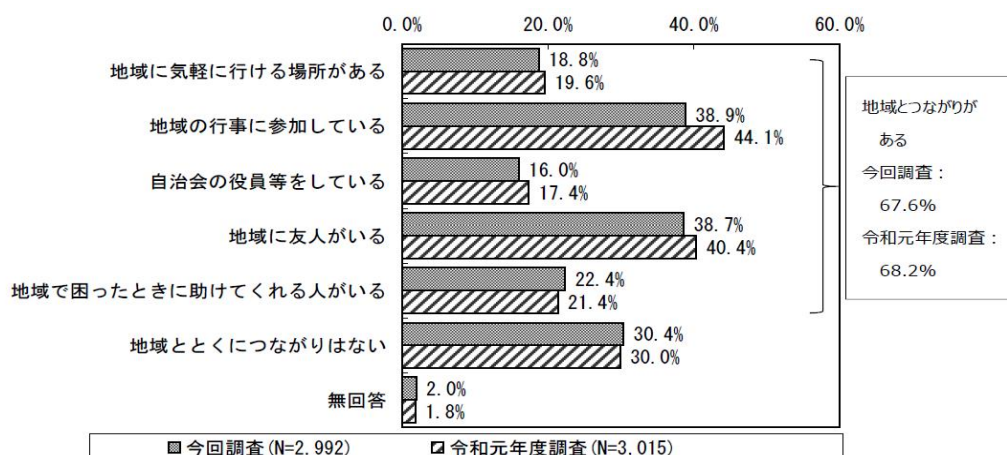
■ しばしばある・常にある ■ 時々ある ■ たまにある ■ ほとんどない ■ 決してない □ 無回答



(出典) 内閣府「人々のつながりに関する基礎調査(令和5年)調査」

19 地域におけるつながりの状況

令和4年度(2022年度)の滋賀の医療福祉に関する県民意識調査によると、地域におけるつながりについては「地域の行事に参加している」が38.9%で最も多く、「地域に友人がいる」(38.7%)、「地域で困った時に助けてくれる人がいる」(22.4%)などとなる一方で、「地域ととくにつながりがない」も30.4%となりました。コロナ禍前の令和元年度(2019年度)調査と比較すると、「地域の行事に参加している」が5.2ポイントと顕著に減少していますが、それ以外は2ポイント以内の微減にとどまっています。



※集約『地域とつながりがある』は全体から「地域ととくにつながりはない」、「無回答」の割合を除いたもの、以下同じ

(出典) 滋賀の医療福祉に関する県民意識調査（令和4年度(2022年度)）

20 福祉人材育成の状況

本県では、複雑・複合化する課題に気づき、対応できる福祉従事者の裾野を広げるため、新任者から管理職までの階層別に、令和4年度より「滋賀の福祉人研修」を実施しており、令和5年度（2023年度）末までに、延べ422名が修了しました。

また、制度や分野の狭間を越境し、複合・複雑化した地域生活課題の解決の一翼を担えるよう、滋賀の福祉人が一段の高みを目指して成長できる学びの場として、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会が令和3年（2021年）10月に「えにしアカデミー」を開学し、令和5年（2023年）10月時点において、延べ42名が修了しました。また、令和5年度において、えにしアカデミー修了者を中心に、17事業所において、えにしアカデミーでの学びを生かした事業所や地域での人材育成や実践活動が行われました。

■滋賀の福祉人研修実施状況

	令和4年度（2022年度） 実施回数（修了者数）	令和5年度（2023年度） 実施回数（修了者数）
新任期研修	2回（97人）	3回（96人）
中堅期研修	1回（52人）	1回（63人）
チームリーダー研修	1回（29人）	1回（37人）
管理職研修	1回（29人）	1回（19人）